

令和2年第2回
笠置町議会臨時会会議録
(第1号)

令和2年5月12日

京都府相楽郡笠置町議会

令和2年第2回（臨時会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和2年5月12日 火曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和2年5月12日 10時45分			議長	杉 岡 義 信	
	閉 会	令和2年5月12日 13時56分			議長	杉 岡 義 信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	欠 員		
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	大倉 博	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	商工観光 課 長	市田精志	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	職員力向上 担当参事兼 税住民課長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課 長	大西清隆	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署名議員	4 番	田 中 良 三		6 番	松 本 俊 清		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和2年第2回笠置町議会会議録

令和2年5月12日～令和2年5月12日 会期1日間

議 事 日 程 (第1号)

令和2年5月12日 午前10時45分開議

- 第1 議席の変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 承認第1号 笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第6 承認第2号 笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第7 承認第3号 笠置町国民健康保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第8 承認第4号 笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第9 承認第5号 笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第10 承認第6号 笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第11 議案第26号 笠置町介護保険条例一部改正の件
- 第12 議案第27号 令和2年度笠置町一般会計補正予算(第1号)の件
- 第13 議案第28号 令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件
- 第14 閉会中の継続調査の件

開 会 午前10時45分

議長（杉岡義信君） おはようございます。

皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策に日々御努力をいただき、ありがとうございます。

また、医療従事者の皆様を初め、私たちの生活のため最前線で御尽力いただいております方々に心から感謝申し上げます。

今、大切なことは、私たち一人一人ができる予防対策をしっかりと実行することです。皆様と皆様の大切な人の未来のために、一日も早くこの事態が収束するよう気を緩めることなく、予防に努めていただきますようお願いいたします。

本臨時会においては、議員はじめ、職員及び傍聴者のマスクの着用をお願いしています。御理解と御協力をお願いいたします。

また、発言者は聞き取りやすいように発言くださいますよう、併せてお願いします。

議長（杉岡義信君） ただいまから令和2年第2回笠置町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、議席の変更を行います。

本臨時会におきましては、ただいま御着席の議席を指定いたします。

議長（杉岡義信君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番議員、田中良三君及び6番議員、松本俊清君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定しました。

なお、議会運営上、議会運営につきまして今臨時会において不穏当な発言があった場合に

は、後日会議録を調査して善処いたします。

議長（杉岡義信君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長からの報告は特にありません。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 皆様、御苦労さまです。

令和2年第2回笠置町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用のところ全員の御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

3月15日の町長選挙におきまして当選させていただきました。そして、4月1日に就任いたしました。最初に町長就任以降の行政報告をさせていただきます。

4月1日に初登庁いたしまして、新規採用職員5名に辞令交付を行いました。

4月3日、笠置保育所の入所式が開催され、2名の保育所園児が入所しました。町長に就任しましてから初めての入所式ということで、7日には笠置小学校の入学式が開催され、3名の児童が入学し、全校児童は24名となりました。子供たちには健やかで、心豊かに育ってほしいと希求しております。

その他の案件といたしましては、本日提案をさせていただきます新型コロナウイルス感染症に関する対策です。

4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく笠置町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。また、デマやうわさを抑えるために、近隣市町村の正確な情報を住民にお知らせし、それと同時に感染拡大を防ぐための広報活動に力を注いでまいりました。さらに国や京都府、近隣市町村の動向に注目し、可能な限りの対策を講じてきたところでもあります。今後も引き続き、住民の健康維持と暮らしやすい笠置町を建設していくことを目指して、議会や関係諸団体の御協力を賜り、職員一同とともに努力していく所存です。

本日臨時議会に御提案申し上げます案件は、条例の専決処分に対する承認6件、議事案件は補正予算を2件含む3件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。失礼します。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第5、承認第1号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 承認第1号に関してです。笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日に可決され、同日付で交付、4月1日から施行されることとなりましたので、当町の税条例等についても改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分としたものです。

改正の主な内容は、町民税に係る非課税措置の見直し、所有者不明土地に係る固定資産税の徴収に係る改正等です。御承認いただきますようお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、承認第1号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につきまして、説明をさせていただきます。

今回の改正の主なものは、先ほど町長からの報告にもありましたように、住民税に関連する改正や所有者不明土地に関連する改正等、また併せて改元及び法改正に伴う条項番号の修正等を行っております。

それでは、新旧対照表のほうで説明させていただきたいと思います。

14ページを御覧ください。

第1条につきましては、住民税また住民税の非課税の範囲の文言修正や固定資産税関係の修正・改正となっております。

14ページ、改正後のほうですが、第24条で「寡夫」、これを「ひとり親」というものに改正をされております。次の第34条の2につきましても、同様の改正となっております。以降につきましては、住民税の扶養親族と、先ほどのひとり親の控除に係るものとなっております。

続いて17ページをお願いいたします。

17ページ下段の第54条ですけれども、こちらは固定資産税関係のものとなっております。

主なものとしたしましては、所有者不明土地に係る改正となっております。

18ページ中段で5項が新設されております。

これにつきましてが所有者不明土地に係るもので、現在は登記をされているもので課税しておりますけれども、固定資産税の所有者の存在が不明である場合は、その使用者に対して通知をするというものとなっております。

ページ進んでいただきまして、21ページをお願いいたします。

先ほどの第54条の規定にありました現所有者に対してですけれども、現所有者から申告を受け付け、現の使用者が所有者である旨の申告を受け付けるというものでございます。それに関する手続となっております。

次のページの第94条です。第1項以降ですけれども、こちらにつきましては、たばこ税の課税標準の改正となっております。以降につきましては、改元による改正であったりというものでございます。

飛びまして38ページ、第2条による改正について、説明させていただきます。

第2条による改正につきましては、主に町民税の法人に係る連結納税制度の見直しによる改正でございます。これは地方税法の改正によりまして、町の法人税に関する規定を改正しているものというものになっております。主には条項番号の改正であったりというものでございます。

また、ページ少し飛びますが、52ページの新旧対照表のほうをお願いいたします。

こちらは第3条によりまして改正で、第1条にもありました「寡夫」というところの改正に係ってくるものでございます。笠置町税条例の一部を改正する条例を平成31年で改正させていただいておりますが、その条例の一部改正となっております。

続きまして、57ページ以降を附則の改正をさせていただいております。

57ページにおきましての第6条、こちらも改元に伴うもので「平成31年」となっておりますものを「令和元年度」というふうに、57ページ以降の附則の4条文につきましては、主に改元による改正となっております。

それぞれの施行期日でございますが、「令和2年4月1日」からが原則ではございますが、先ほど所有者不明土地の課税に関するものにつきましては、「令和3年1月1日」から施行というふうに期日が変わっております。

以上、簡単ではございますが、税条例の改正について説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。

質疑につきましては、全ての議案に対し同一議題については3回までですので申し添えます。質疑はありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

18 ページの所有者不明の土地の固定資産税について、お伺いいたします。

先ほど議運でもちょっと質問したんですけども、今現在、笠置町で所有者不明の土地は何件あるんですか、管理されていますか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

本年度の課税した中で所有者が不明なものにつきましては、約10件ございました。これにつきましては、相続人が不明であるものというものもありまして、それを含めて10件というふうになっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

先ほど議運でもちょっと言っておいたんですけども、その所有者不明のところに今現在家が建って借地にして住んでいるという場合、これ、使用者が固定資産税を払うということになるんですね。その場合には使用料とかというのはどういう形に処理されるんですか。その辺をちょっと分かっていたら、お伺いしたいんですけども、分かっていなかったら、その辺を再度確認しておいてほしいと思いますけれども、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問ですけども、今年度につきましては、まず使用者からの申告を受け付けるということで制度になっております。

固定資産税の賦課につきましては、通常の賦課と変わらないものとなっておりますが、さきの使用料というのは、所有者不明の方に対してお支払いということではないとは思いますが、そこらについての規定については、今改正があった後、特段こういう手続進めなさいというものには、まだ来ていない状況ではあります。通常の所有の方と同じような計算になるんやろうとは思うんですけども、ちょっとすみません、今その件に関して詳細なもの、これで課税するというようなものについては、まだうちのほうに届いておりませんでしたので、整理できておりませんでしたので、今後所有者のほうの申告を受けてから、受けてからというか、整備をした上で所有者の調査というものに入ることになると思っておりますので、ちょっと答えになっていないかも分かりませんが、例えば住民税のように使用料が控

除されるというふうなことではないという理解でおります。使用料につきましては、所有者が分からないところの使用料をお支払いされている相手さんやったら、そこが所有者なるのかなと思ってしまいますので、ちょっとその控除というか計算式については、すみません、今まだこちらのほうでは整理できていないところです。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

2 点だけちょっと確認しておきます。

ここの改正上、今申告制やとか言わはったけれども、これは、行政のほうで固定資産税を課することができるというこの場合において、「町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない」となっておられるけれども、これは、こっちで勝手に使用者に払いなさいというて通知するんじゃないんですか。

その確認と、それと、使用料の点ですけれども、固定資産税を払うわね、使用者がですよ。その土地の使用者が固定資産税は払わんなんわ、また別途、その所有者が分かってきた場合に、使用者が使用料も請求されるというようなことになってくることはないのかなという心配なんですけれども、その辺を確認しておいていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問ですけれども、新旧対照表の 21 ページの第 74 条の 3 になるんですけども、こちらが現の所有者が申告書を町長に提出すると。この 1 年間、調査の年となっておりますので、現の使用者、使用されている、所有されている方の調査をし、確定していくというものです。通知して申告をお願いしますというものになっております。

もう一点、先ほどおっしゃいました使用料のお支払いですけれども、使用料のお支払先が納税の必要がある方だということでしたら、現の使用者ではなくて、使用料を徴収される方が所有者ということになると思われまますので、所有者の不明ではない土地かなとちょっと理解してしまったんですけれども、お支払いされている先があるんですしたら、その方が所有者、納税の義務がある方ではないということなんですかね。ちょっとすみません、使用料、全くの所有者がいらっしゃらない土地を、いうたら勝手にということではないにしても、使われているということでしたら、その方が固定資産税の支払いをされると思うんですけれども、使用料をどこにお支払いされているということであれば、その使用料を徴収されている方が納税の義務が生じるのではないかと思います。ちょっと個別のケースになってしまって、

今のお聞きした状態ではこういう回答しかできませんが、申し訳ありません。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今の件、ちょっと質問内容と答弁がかみ合っていないように思いましたので、聞く予定ではなかったんですが、確認したいと思います。

今の話は西岡議員の話なんで正確かどうかはありますが、要するに所有者が不明である土地を使用している方がいて、不明だという段階で払わなければいけない固定資産税払ったけれども、後々不明者が、不明だった人が分かって、発見されたというか、所有者が後々確定したといったときにその土地の使用料を遡って所有者が払ってくれと言われたときに、固定資産税を払った分と、不明だった所有者が分かって使用料を遡って払ってくれと言った場合の使用料と既に払った分の固定資産税との関係はどうなっているのかということだと思えます、僕の理解はそうなんです、それを今ちょっと答弁としてはかみ合っていなかったもので、そういう取扱いはどうなるのか。もう遡っては対応できないということなのか、そういうことだと思えます。一応曖昧な答弁では困りますので、ちょっとお聞きをします。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

すみません。質問が理解できていなくて申し訳ありませんでした。

後ほど所有者というか、登記上の方なりが発覚した場合には、そこは所有者と使用者との関係になると思いますので、町がそこまで介入するというにはならないと思います。

既に払われている固定資産税を使用者の方から徴収する、所有者の方から返還してもらうというものは、個々の対応をしていただくものかなと思っております。

改めて所有者、登記上納税義務のある方が支払いしますので、使用者の方に還付という手続はあるかとは思いますが、そちらにつきましても、まず、こういう形でしますという話し合いがあったものかこちらでも理解させていただいて処理を進めるものかなと思います。

もちろん、二重にうちのほうが徴収するということはございませんし、そもそもの納税義務者の方から納税があった場合は還付をさせていただきますが、その年度内に収まらないもの、年度内で発覚するようなものであれば、手続上はできるかとは思いますが、年度を越えてということになると、まずそれぞれ個々での対応を考えていただくのかなと思っております。

おります。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

先ほどの申告の件ですけれども、これ、21 ページと言わはったけれども、これは現所有者の申告でしょう。先ほどの18 ページは、これは所有者不明の土地の場合の使用者が固定資産税を払わなあかんという項目ですよ。これ、現所有者、これも申告するんですか、そして、今。使用者のほうわざわざ固定資産税かけてくれというて申告するんですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問、先ほども説明させていただいた分で、固定資産税について本年度は調査に当たる年ということで御説明させていただきました。

所有者の不明である土地について、現在どなたかが使用されているかどうかというのを今年度調べる期間になっております。調べてその方に通知をし、申告という形で使用していますという申告をいただくということになります。

わざわざ固定資産税かけてもらう必要もない、かけていただきたくないということで申告をしないという、それについての罰則というところはないんですけれども、一応現状というところで、こちらから通知させていただき、使用者である旨の申告をしていただくということになる手続の流れになります。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7 番（大倉 博君） 7 番、大倉です。

今の関連して、さっきも議運のときにちょっと言いましたけれども、例えば亡くなられて、もうその土地も家も亡くなられた方の人の名前になっているわけですね。そういった場合は、もう当然固定資産税も払う人がおられないから特定空家という形になるんですか、ちょっと分かりませんが、その場合はどうなるんですか。先ほどちょっと議運のときにお聞きしたんですけれども、明快な答えがちょっとなかったんで。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在使用されている方がいらっしゃる場合については、その方ということになりますけれども、それも全くなく、現状その亡くなられた方で相続なり親族の方がいらっしゃらない

となると、今までもそうですけれども、固定資産税につきましては減免ということにしております。

今後、国のほうがその土地を買い上げるではないですけれども、管理していくのかというところにはなるかと思っておりますけれども、今の税法上の話と土地の活用については、また別かなと思っておりますが、現状でいきますと、所有者が全く分からない場合は、今までどおり減免という措置でいかないといけないのかなと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

この際申し上げます。

全ての議案に対して、起立しない者は反対とみなします。

承認第1号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、承認第1号、笠置町税条例等一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第6、承認第2号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

承認第2号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として徴収の猶予や寄附金控除の特例等地方税法の一部を改正する法律が4月30日に可決、同日付で公布、施行されたため、当町の税

条例についても改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、4月30日付で専決処分としたものです。御承認いただきますようお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、承認第2号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につきまして、内容の説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、先ほど町長の説明にもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策として徴収の猶予や寄附金控除等について特例が規定されたことに伴う改正となっております。

それでは、今回、第1条と第2条で改正をさせていただいておりますが、第1条から御説明させていただきます。

新旧対照表3ページのほうを御覧ください。

第1条におきましては、固定資産税の軽減措置、軽自動車税の軽減期間の延長というものになっております。

第10条におきましては、地方税法の改正に伴う文言修正となっております。第15条の3におきまして、軽自動車税の環境性能割の非課税となっておりますが、この軽減する期間につきまして、本年9月30日までとなっておりますが、令和3年3月31日まで6カ月間延長されたものでございます。この間につきましては、環境性能割の税率1%に軽減をされているというものでございます。

第23条におきましては、町民税の税率の特例等となっております。第23条に新たに新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続を加えております。これにつきましては、税条例本文を準用するという事で、税条例のほうに既に徴収猶予については手続等掲載されておりますので、それを準用するという規定になっております。

続いて、第2条による改正となります。

5ページをお願いいたします。

先ほど第1条で追加しました第23条の次に新たに第24条として新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を設けるものでございます。これは、イベント等を中止した主催者に対する払戻しの請求権を放棄した方、払戻しを受けなかった場合については、その受けなかった金額について税額控除をするというものとなっております。寄附金控除と同様の取扱いをするものとなっております。

続いて、第25条でございます。こちらもコロナウイルスの感染症に係る住宅借入金等の特別税額控除の特例となっております。令和15年度、こちらも、もともとの住宅控除の特例につきましては、令和15年度まで期間がございましたが、延長し、令和16年度まで適用を受けられるというものに改正しております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

承認第2号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、承認第2号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第7、承認第3号、笠置町国民健康保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

承認第3号、笠置町国民健康保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として国民健康保険から傷病手当金を給付した場合に、交付金として全額が交付される補正予算が4月30日に成立いたしました。

当町においても支給対象とするために国民健康保険条例の改正の必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により同日付で専決処分としたものです。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

承認第3号、笠置町国民健康保険条例一部改正に伴う専決処分承認を求める件につきまして、内容の説明をさせていただきます。

先ほど町長の説明にもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者や、また感染が疑われる場合で労務に就くことができない被保険者に対し、傷病手当金を支給するための改正となっております。こちらにつきましては、全額補助金のほうが交付されるということになりましたので、遡及して適用させていただくということになっております。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

この改正につきましては、附則に3条の条文を加えるものとしております。

まず、第1条でございます。これは新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金というものになっております。労務に仕事に就くことができなかった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間につきまして、傷病手当金を支給するというものでございます。金額といたしましては、3カ月間の給与等の収入の合計額を就労日数で割り、その金額の3分の2に相当する金額を支給するというものになっております。

続いて、4ページのほうをお願いいたします。

第2条におきまして、感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整になっております。第1条で支給することになっておりました傷病手当金のうち、給与等が全額または一部支払われることになる場合につきましては、金額との差額分を支給するというものになります。全額給与等の支給がない場合は、前条で計算しました金額を支給させていただきますが、一部給与等の支払いがあった場合につきましては、その差額分の支給となります。また、第3条におきましても同様の規定となっておりますが、傷病手当金よりも少ないときにつきましては、その差額も支給するということになっております。ただし、事業所のほうから申請があって支給が終わった後、一部給与の支払い、全額給与の支払い等があった場合につきましては、本人から傷病手当金の還付を受けるのではなくて、事業所のほうから徴収するというものになっております。

こちらの対象ですけれども、令和2年1月1日から労務に就くことができなくて、給与の支払いがなかった場合に対象となるように遡及して期間を適用させていただいております。

感染症に感染した方、また感染症の疑いがある方というのも対象となってきますので、今後また広報等でお知らせさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

承認第3号、笠置町国民健康保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、承認第3号、笠置町国民健康保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第8、承認第4号、笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

承認第4号、笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給に関して、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が一部改正され、令和2年5月1日に公布、施行されたことに伴い所要の改正をしたところでございます。

改正概要は、傷病手当金申請受付事務の追加でございます。議会招集のいとまがなく、地方自治法第179条の規定により専決処分をした次第でございます。

施行日は令和2年5月1日でございます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

承認第4号、笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、御説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、広域連合の条例が改正されたことに伴います条例改正となっております。

新旧対照表で御説明させていただきますので、2ページを御覧ください。

まず、第1条、本文、中ほどでございます。「京都府広域連合条例」を「広域連合条例」に文言整理させていただいております。

次に、第2条では、町で行う事務について規定しているところでございます。第1号で葬祭費の支給につきまして追加させていただいております。葬祭費の受付事務につきましては、今までも行っておりましたけれども、今回明記させていただいたところでございます。また、第2条中のそれぞれの号では、広域連合の条例番号を第1号では第16条、第2号では第17条という表記でございましたけれども、それを条例番号の前に「広域連合」を追加し、「広域連合条例第16条」というふうに文言の整理をさせていただいております。改正後の第2号から第7号につきましては、改正前からそれぞれ1つずつ繰り下がっております。

次のページを御覧ください。

第8号におきましては、コロナウイルス関連で傷病手当の支給に関しまして広域連合条例が改正されましたので、その傷病手当の申請受付事務について、町が行う事務として追加しているものでございます。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

承認第4号、笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、承認第4号、笠置町後期高齢者医療に関する条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第9、承認第5号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

承認第5号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）が令和2年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正をしたところでございます。

改正概要は、介護保険料の減額拡充に係るものでございます。議会招集のいとまがなく、地方自治法179条の規定により専決処分をした次第でございます。

なお、施行日は令和2年4月1日でございます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

承認第5号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、御説明させていただきます。

今回の改正は、介護保険法施行令等が改正されたことに伴いまして、低所得者の保険料軽減を拡充する改正となっております。

この軽減につきましては、消費税率が10%に引き上げられたことに伴いますもので、昨年は10月に消費税が引き上げられたため、昨年度の軽減率は2分の1でございました。本年度につきましては、満額の軽減率となる改正をしているところでございます。

各段階の保険料につきましては新旧対照表で御説明させていただきますので、2ページを御覧ください。

第8条の第2号、第3号、第4号におきまして、全て「令和元年度及び」の部分を削除しております。

第2号につきましては、保険料第1段階の保険料でございまして、2万9,880円から2万4,000円に減額となっております。第3号につきましては、第2段階の保険料でございまして、4万1,880円から3万1,920円に減額するものでございます。第4号につきましては、第3段階の保険料でございまして、5万7,840円から5万5,800円に減額するものでございます。いずれの段階も町民税非課税世帯の軽減となっております。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

承認第5号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、承認第5号、笠置町介護保険条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第10、承認第6号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

承認第6号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日に公布、4月1日から施行されることとなりましたので、当町の消防団員等公務災害補償条例についても改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に

基づき、3月31日付で専決処分をいたしたものです。

改正の主な内容は、非常勤消防団員等の補償基礎額の改定、消防作業従事者等の補償基礎額等の改定等です。御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、承認第6号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件につきまして、御説明させていただきます。

今回の主な改正内容は、町長の説明にもありましたとおり、非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布、施行に伴う補償基礎額の改定、法定利率の改正でございます。

新旧対照表で説明させていただきますので、23ページを御覧ください。

中段に別表補償基礎額表第5条関係がございます。

まず、団長及び副団長につきましては、10年未満につきましては1万2,400円から1万2,440円、10年以上20年未満につきましては1万3,300円から1万3,320円。分団長及び副分団長につきましては、10年未満につきましては1万600円から1万670円、10年以上20年未満につきましては1万1,500円から1万1,550円、20年以上につきましては1万2,400円から1万2,440円。部長、副部長及び団員につきましては、10年未満では8,800円から8,900円、10年以上20年未満では9,700円から9,790円、20年以上では1万600円から1万670円に改正をしております。

続きまして、戻って申し訳ございませんが、4ページをよろしく願いいたします。

4ページでは、政令第2条第2項第2号関係でございます。第5条第2項第2号中、消防作業従事者等の補償金額を8,800円から8,900円に改正をしております。

次に、5ページをお願いいたします。

このページでは、法定利率の改定に伴うものでございます。附則第3条の4第5項第2号及び第6項、並びに7ページ、第4条第7項第2号及び第8項中、100分の5を事故発生日における法定利率に改めております。

そのほかにつきましては、政令改正などに伴う条項番号の改正及び文言整理をいたしております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

承認第6号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、承認第6号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第11、議案第26号、笠置町介護保険条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第26号、笠置町介護保険条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

令和2年4月7日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、感染症の影響により、一定程度収入が下がった方に対して保険料の減免等を行うこととされたことに伴い、所要の改正を行うものです。

施行日は公布の日で令和2年2月1日から適用するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第26号、笠置町介護保険条例一部改正の件について、御説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、提案理由にもございましたとおり、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、新型コロナウイルスの影響で収入が下がった方の保険料の減免を行うこととされたことに伴います改正でございます。

新旧対照表で御説明させていただきますので、3ページを御覧ください。

まず、第15条の条文につきましては、国の参考条例に倣いまして文言整理をさせていただいております。附則の部分で新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免ということで、今回の減免内容を追加しているものでございます。

第1条の本文では減免対象となる期間を定めております。期間といたしましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料が対象になります。

続きまして、4ページを御覧ください。

4ページ、第1号及び第2号の部分で減免の対象者を規定しているところでございます。減免の対象となりますのは、1つ目として、第1号の「主として生計を維持する者が死亡または重篤な傷病を負ったこと」、これがまず1つ対象になります。

2つ目といたしまして、第2号の「主として生計を維持する者の収入の減少が見込まれる場合」で、収入の減少が前提となりますけれども、「収入の減少額が前年の収入額の10分の3以上減少していること」、これが第2号のアの部分になります。10分の3以上減少していて、かつ減少が見込まれる収入以外の前年の所得金額が400万円以下の方が対象となるものでございます。

また、今回の減免につきましては、令和2年2月1日まで遡って適用させていただくものでございます。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第26号、笠置町介護保険条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって議案第26号、笠置町介護保険条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩とします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 0時59分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第12、議案第27号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第27号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額15億6,420万6,000円に歳入歳出それぞれ1億3,096万円1,000円を追加し、総額16億9,516万7,000円とするものです。

歳出の主なものは、総務費では、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つとして、住民基本台帳に記録されている方1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業として1億2,899万4,000円を計上しております。

また、民生費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世代の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に対する臨時特別の給付金事業として52万4,000円を計上しております。

また、商工費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、京都府の施設使用制限等の要請に御協力いただき、京都府休業要請対象事業費支給給付金を受け取られた町内中小企業個人事業主に対する上積み支援として、笠置町休業要請対象事業者支援給付金事業費160万3,000円を計上しております。

歳入の主なものは、国庫支出金や財政調整基金を計上しております。御審議いただき、承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。

それでは、議案第27号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件について、説明をさせていただきます。

総務財政課からは、歳入と総務財政課所管の歳出予算について、説明させていただきます。それでは、7ページをお願いいたします。

歳入のほうから説明をさせていただきます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では特別定額給付金に関わる補助金として1億2,899万4,000円を計上しております。2目民生費国庫補助金では、子育て世帯への臨時特別給付金に関わる補助金として52万4,000円を計上しております。

続きまして、総務財政課所管の歳出について説明をさせていただきます。

それでは、歳出8ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費では特別定額給付金事業に係る経費を計上しております。

1節報酬費では会計年度任用職員報酬として43万8,000円を、10節需用費では事業実施に伴う封筒代や印刷用紙、また申請書等の印刷費代として30万7,000円を計上しております。

11節役務費では申請書の発送費や返信代、振込手数料として28万2,000円を計上しております。

12節委託料としてオンライン申請に関わるシステム改修委託として33万円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金ではTRY-Xシステムの負担金として67万1,000円を、また特別定額給付金として4月27日現在の住民基本台帳に記録されている方、当町におきましては1,268人掛ける10万円の支給をすることから、1億2,680万円を計上しております。

以上、総務財政課所管のものについて説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管します歳出予算につきまして、御説明させていただきます。

8ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費で52万4,000円計上しております。この予算についま

しては、子育て世帯への臨時特別給付金に係る予算でございます。需用費では給付金事務に係る消耗品として2万円計上しております。役務費で1万4,000円計上しております。これにつきましては、給付金案内の郵送料ですとか振込手数料でございます。負担金補助及び交付金で49万円計上しております。内容につきましては、給付金の対象者1人当たり1万円の49人分で計上しているところでございます。

保健福祉課が所管いたします歳出予算につきましては以上でございます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） それでは、商工観光課の所管部分につきまして、御説明を申し上げます。

予算書の9ページを御覧ください。

6款商工費、1項商工費、2目の商工振興費で、補正額160万3,000円を計上させていただきます。

節の区分といたしましては、7節報償費で160万円、笠置町休業要請対象事業者支援給付金でございます。こちらは先ほど町長の提案理由でもございましたが、京都府の休業要請対象事業者支援給付金の給付を受けられた事業者への追加支援を行うもので、京都府の支援給付金と同額の中小企業等につきましては1件20万円、個人事業主につきましては1件10万円を給付するもので、計14件分の給付を見込んでおります。

同じく11節の役務費では支援金の振込通知書等の郵送料として通信運搬費3,000円を計上しております。

商工観光課の所管部分につきましては以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

9ページの笠置町休業要請対象者支援給付金とありますが、笠置町内に対象の給付金をするところは何件ありますか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在笠置町のほうで予定しておりますのは、先ほど申し上げましたとおり合計14件分ということで、内訳を申し上げますと、旅館等を含みます飲食業、これに11件。内訳といたしましては、中小企業等1件、個人10件。それと、その他小売サービス業等、こちらにつきまして3件。こちら中小企業等1件、個人2件というような内容となっております。以

上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

最初に、議長、お時間もらっていいですか。

実は町民の人に会いまして、臨時議会が開かれるなら、ぜひ議会で言っていただきたいということでお話をもらいました。

まず、職員の方に対して、感染リスクのある中、コロナ対策の支援や日々の業務に奮闘いただいていることに対して感謝申し上げたいということでお言葉をもらいましたので、ここで感謝を述べさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、質問に移らせてもらいます。

まず、今回のことなんですが、一律10万円の給付というのは、ある意味もう決まった路線に乗ってきたような、国で決まって、自治体で決まるというのは、もうほぼほぼ決まっていたことなんですが、町長におかれましては、これについて専決をするという選択肢はなかったのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 西議員の御質問にお答えいたします。

当然ながら、早急な対応ということで専決処分を行うかどうかの判断をいたしました。

結論的に申しますと、今回のコロナの件に関して単に専決で予算をつけるということだけではなく、いろんな条件整備が必要だと。支給要綱の整備であるとかということも必要で、それは要綱のひな形が町村会からいつから来るか、それからまた、近隣町村がどういうふうになっているか、そういうことの総合的な判断の上で臨時議会開くと。

専決した場合と、それから臨時議会を開いて決定するのと、どの程度の日数に変わりがあるのかということも十分に検討した上で、臨時議会を招集させていただくということに決定しました。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

確かに臨時議会開くのも専決するのもそんなに日数は変わらないのかも分かりません。

ただ、今回の支援金については、町内でも生活に余裕のある方、支援金を一日でも早くもらいたいという方は、やっぱり、いてはると思います。これに関しては、僕は明日にでももらいたいという人に合わせて施策打つのがより町民のためやと思います。

なぜかと言うと、僕の周りから聞かれるんです、何で笠置町は遅いんやと。笠置町遅いわけでないですね。ほかの自治体で特に早いところはありませんが、笠置町が特に遅いわけではないのは分かっています。けども、専決している自治体もあれば、4月30日の国会に合わせて5月1日に臨時議会を要請しているところもありますが、町長が言われたように、そんなに変わらないというのであれば、じゃ、どのくらいの差があったんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 西議員の御質問にお答えいたします。

ここに町村会からファクスが届いております、支給要綱のひな形が発送されたのが8日です。連休明けに届いておりますので、それから後、できるだけ皆さん漏れ落ちなく申請していただけるようにということで、いろんなバリエーションを考えて対策を練ってきました。その結果、最終的にこの12日の議会が開催が精いっぱいであろうという判断をしました。実際、この後銀行のほうの手続も1週間から10日ぐらいかかるという御返事だったんで、当初は2週間という話やったんですけれども、それが詰まってきました、今の状況22日前後という事態になっております。恐らく専決しても、一日、二日の問題だったと思います。

いつもらえるんやろうというお話は、私も多数耳にしておりますので、有線放送を通じて、またCATVを通じて、住民の皆さんへ広報に努めてまいってきたという経緯があります。よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

みんな日々一日一日生活しているわけですが、町長は一日、二日のことやったら構へんやろということで専決をしなかったということだと受け止めますが、あとは、例えば観光業に就かっている方に補正予算を組まれています、実際には3月からお客さんのキャンセルとかが増えてきて、実際もう4月は多分ほとんど収入がないのに、この予算で支援できると思っておられるのかも聞きたいですし、あとは、町独自で住民や事業者に対して支援を行う予定があるのか。あるのなら、いつをするのか。

あともう一つ、これは住民からも言われたんですが、国や府、まして町の支援がどういうものがあって、どういう申請をしたらいいのか全く分からない。広報はされているのかも分からないんですが、全く分からない、どこに問い合わせたええのかも分からないというのが多々聞かれました。これ、役場のほうでは窓口を持っておられるのか。それか別に何かこれからしようとしているのか。もし広報はされているとするんやったら、僕は、広報は足りな

いと思いますが、その辺どうでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えします。

まず、広報の関係ですが、今ホームページのほうでは上げさせていただいておりますが、議員おっしゃるとおり、分かりにくいところもあるかと思っておりますので、そこら辺はもう少し工夫しながら見て分かるような、どういった補助金の施策があるかとかというのが分かるような形で修正していきたいというふうに考えております。

それから、独自施策については、それについてはまだ町長の判断等になるかと思っておりますので、またそれは町長説明をされるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（「窓口はどこですか」と言う者あり）

総務財政課長（岩崎久敏君） 今回の特別定額給付金等につきましての窓口は、総務財政課のほうで所管をさせていただいております。

（「それ以外の、国とか府への申請についてわからない場合は国とか府に聞くのか」と言う者あり）

総務財政課長（岩崎久敏君） それぞれ観光等でありましたら、商工観光課のほうが一定所管は……

（「個人事業の方はどうか」と言う者あり）

総務財政課長（岩崎久敏君） 個人事業の形ですか。それにつきましても、ちょっと精査させていただいて、またホームページであったりとか、広報れんけいに載せられるものであったら載せたりとか、いろいろな媒体を使って広報はさせていただきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませか。町長。

町長（中 淳志君） 西議員の御質問の中で笠置町独自の上積みの施策を考えておられるかということですが、現在、和東町とか南山城村の動向を見ながら判断しようというふうに考えております。南山城村及び和東町は、茶農家が3割程度の収入減になっておるということで、その対応をどうしようかというようなことを今討議されているはずで。

当然ながら、笠置町におきましても、どういう形で支援ができるのかということは考えていかなければならない課題ではあります。現在のところ、具体的な政策について特に考えてはおりません。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

今日の新聞報道で笠置町の給付金 10 万円については中頃となっているんですね。しかし、ほかの町村では日まで入っておるんですね。

だから、はっきり言うと、笠置町はいつ郵送し、いつ支払いできるのか、日を一応この場で説明してください。郵送、支払日、その点ははっきりとした日を表示お願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回郵送の日でございますが、予算が通りまして議会が終わりましたら、本日中に郵送できるような形で準備を進めさせていただいております。オンライン及び郵送につきましても、13 日から受付ということで進めさせていただいております。今のところですが、15 日までに返送いただいたものにつきましては、22 日に振込みをさせていただくということで今銀行等とも調整をさせていただいているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番です。

今の返答としては 12 日に郵送ですね。15 日に返事来たものから 22 日に払うということですか。そうすると、今日郵送されて 15 日に幾ら回収できるという計算のもとで発言されているんですか。日数が足りませんか、記入して。その点、どうお考えか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問についてお答えさせていただきます。

12 日に発送させていただいて、13 日には皆さんのお手元には届くのではないだろうかということで、15 日までにというのは、それだけではなく、そこから以降で来たものから振込の手続をさせていただくということですので、一定、一番最初のものについては 15 日までに返送来たものについて準備をさせていただいて、それが 22 日ということで、件数につきましては、ちょっと想定が分かりませんが、ある程度……件数についてはちょっとどのくらいかということは、ちょっと私のほうで分かりません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） いろいろ説明してもらっているんですが、できるだけ早く。まずは、この申込みも早く送ったってもらって、支給されるように前向きに検討よろしくお願いします。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この問題について3点ほどお聞きをしたいと思います。

今現在、臨時議会を開いて、今言われたような日程で進めるというのが、いろんなことを考慮した上で判断をされたというふうに答弁がございました。

ところが、例えば久御山町、亀岡市でいけば、同じ京都府内の自治体でありながら5月11日、昨日の時点から給付が実際されていると。担当の方に直接電話もして確認をしています。

それから、村のほうは19日頃に振込みということ、3日ぐらいの差ですが、ということまで話を聞いています。実際、もっと早くやっているところが現実にあるという中で、特に亀岡市、久御山町と比べれば10日以上遅いわけですね。やはり、それについては、もっとやり方があったのではないかとということ、やっぱり1つの考えておくべき問題ではないかというふうに思うわけです。これは、当然、生活が困窮する方がいて、もともとは線引きをどうするかという話も国会のほうでは話がありましたけれども、それをしていたら時間がかかるということで一律給付だということが言われてきていると。一律給付の理由の一つとして、すぐに支給をするためだということがあると思うんですね。だからこそ、その点については本当に考慮いただきたい。

それから、先ほど独自施策は、これから様子を見てだということですがけれども、2次補正のほうも国のほうで組まれていくと。それから、臨時の地方創生の交付金も下りてくるという中で、また同じように早めていかないと、また数日の遅れ、何日か遅れが生じてくるというふうに思うんですね。やっぱり早さが必要だと。これは生活を支えるという意味では必要だと、ここだけはしっかりと認識を持っていただきたいということです。

それに関して、先ほど15日までに来たものでまとめると、最初のものとは言いましてけれども、これもそのために一日、二日遅れていくわけですね。今日発送すれば、明日来るのであれば、明日すぐ処理すれば2日の差ですね。15日で一旦処理をするということよりも、もっと早めて、毎回毎回処理するという形にしなければ、それだけ遅れていくということになるのではないかとということです。そこが気になりました。その改善を求めたいと思っています。

2つ目に、申請漏れがないようにどのように対策をされていくのか。

以前にありました消費税のときの特別給付のときには、実際に申請期限が過ぎていて、も

らえなかった方の相談に乗ったことがあるわけですがけれども、期間が設けられていても、やはりそういうことが起きると。

そこで、広報を繰り返すということもそうですし、例えば入院している方等とか、こちらに住んでいなくて、申請書が来ているのが確認が遅れてしまったとか、いろんな事情があるかもしれませんけれども、どのようにして申請漏れをなくしていくのか、この点の取組について聞きたいと思っています。

最後3つ目に、申請書に対するいろいろな工夫を求めたいと思っています。

先ほど議運で申請書の様式というのを見せていただきました。総務省のほうの様式もそうですけれども、受け取りが不要な場合の不要欄というのがあるわけですね。この不要欄を設けるということなんですが、やはり書類で送って、それで意志判断・確認の根拠にしているわけですから、間違っ、もしですよ、チェックだけですから、本当はもらうというつもりなのに、欄も近いですから間違えて記入した場合に、それが本当にその方の意思なのか、間違いが起きないのか、こういう問題が生じるのではないかという心配があるわけです。

そうした点から、このような不要欄を削除する。もしくは、もしどうしても不要が必要なのであれば、別欄に「不要」と2文字だけ書いていただくという形にすれば、確実な意思確認等になるのではないかと、そういった工夫が必要なのではないかというふうに思います。また、他の自治体の例で身分証明書は運転免許証等というのみ書いてあるような申請書もあるんですけれども、具体的にはどのようなものが該当するのかも書くほうが親切ではないかというふうに思います。たまたま書かれているものがすぐ用意できない状況にある。しかし、何であれば本人の確認書類になっていくのか、そういうこともあると思います。

さらには、南山城村の例ですけれども、水道料金や税の引き落としの口座がある場合には、それでもうコピーをつけずに、その口座に振り込むということができるという申請書になっています。こうした工夫も要るのではないかというふうに思います。

そうした様々な工夫、今具体的に指摘してきたことも含めて対応を求めたいと思います。答弁をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1つ目、久御山町とかが早かったというところで、当町のほうももっと早くできなかったのかというところですが、支給に当たってはいろいろな調整が必要でございまして、時間が必要となったものもございまして。

まずは、当町のシステムにつきましては、他市町村と共同で利用しているシステムもございますので、その改修がかかります。また、金融機関への振り込み依頼等を出力する給付システムについては、11日から利用可能ということでございました。また、振り込んでいただく金融機関との調整もございます。繁忙期を避けることなど、いろいろと国からの調整依頼の通知が発出されているということもあって、それにつきましても調整をさせていただいたところでございます。

以上のようなところも踏まえながら、久御山町よりは遅くなってしまったのかもしれませんが、当町につきましては、本日郵送させていただき、一日も早く給付できるような取組を進めてまいりたいというふう考えております。

あと、それから漏れ落ち、いかに漏れ落ちということなのですが、今回につきましては、原則、住民基本台帳、住基に載っている住所のほうへ郵送するというのが原則でございますので、それは全国一律でございますので、手元に届かない方につきましては、他のところへおられる方もおられますので、そこら辺はちょっと問い合わせをしていただけたらなというふうには考えております。

また、申請書等の書き方でございますが、今回発送する給付金の申請書につきましては、担当のほうで記入例及び作成手順というのを一緒につけさせていただいております。この手順書に沿って書いていただくと分かりやすい内容になっておりますので、それにつきましては、御覧いただけたらというふうには思います。

また、定額給付金を「希望する」・「不要」というような欄は、当町におきましても設けてございます。基本的に希望される方については、もし希望するという欄にチェックがなかったとしても、それは希望するとして取り扱うこととしておりますので、どうしても給付金が要らないという方は、不要のチェックということですので、改めてそれを確認するであったりとかということはないのではないかなというふうに考えております。

また、申請書本人の確認でございますが、運転免許証のコピーであったり、またマイナンバーカードのコピー、また健康保険証のコピー、また年金手帳のコピー等がそれらに該当するものだというふうに、それにつきましても記入例のところにもきっちり書かせていただいておりますので、それをつけていただけたらというふうに思っております。

それからまた、振込先の金融機関ということで南山城村の例を出されておりましたが、当町におきましても、当該振り込む口座が水道料もしくは住民税の引き落とし口座、また児童手当の受給口座である場合は、記入時に該当欄にチェックをしていただくと写しの添付を省

略するというようにしておりますので、これもまた確認いただけたらなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今回の対応がいかにかんとしてしているかということの説明をしようとしているとは思いますが、現実と同じ府内の中でももっと早くしたところがある。もしかしたら参考に、もっと早く給付できたのではないかと、そういう視点がなければいけないんじゃないかと。今後また、先ほども言いましたけれども、第2次補正で下りてくるお金であるとか、臨時の地方創生の交付金でできる事業とか考えていく上でも、やはり早くにということが非常に大事だと思うんですね。もちろん、正確にということが前提ですけれども、早く支給をしていくと。それがやはり困窮している人たちに、住民の方にしっかりとお金を渡したり、いろいろな保障をしていくという点で大事な点だというふうに思うんですね。先ほどから聞いていますと、いかにかんとしてやったかということばかりであって、現にもっと早めているところがあるわけですから、なぜできなかったのか、もっとできたのではないかと、そういう視点を持っていただきたいと思っています。

それから、先ほど不要の欄は設けていて、もしチェックしていたとしても、特に確認は要らないんだと言うんですけれども、こういう書類だけのやり取りですと、やはりミスが起きるのではないかと懸念しているわけですね。本人の意思確認として書類でやるわけですから、できる限り間違わないようにできないのかと工夫を求めているわけです。もしどうしても不要だということだったら、本来なら申請しなければいいはずなんですけど、なぜわざわざ不要の欄は記入が要るのかと。意思表示がいただきたいと、どうしてもあるのであれば、先ほど提案したような形で間違いにくい方法、もう御本人に書いてもらうのが「不要」という言葉を、2文字のことですから、書けない方については代理であったり、いろんな工夫は要りますけれども、できないか。もしくは、もっと別個の欄にして間違いにくいように、不要はまた別枠設けるとか、せめてそういう工夫ができないのかと言っているわけです。やはり間違えて、よく読めばいいということもあるんでしょうけれども、間違える可能性を、書類でやっているからこそ、そして、しかもお金を受け取る、受け取らない、大きな差になりますから、「はい・いいえ」と似たような形なんですね。間違える可能性があると思うわけです。思わずその欄が給付のチェックだと思い込んでやってしまう可能性、それを少しでも排除して工夫できないかと、この点を申し出ているわけですね。ぜひその対応をお願い

したいと、もうこれでいくんだというんじゃないかと、できる限り対応できないかということ
でお願いをしているわけです。再度答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

不要欄が要らないのではないかとこのところですが、今回申請書につきましては、世帯主宛てに全員の世帯の方のお名前を記入して印字をさせていただいて給付させていただくという
ことです。要らない人やったら、申請を返さなければいいのではないかとこのことでもあります
が、その世帯の中でもいろいろな意見をお持ちの方もおられるかと思えます。10万円
が必要ではないという方も中にはおられるかもしれませんので、そういったこともあって、
給付不要欄というのがあったのかなというふうに思っております。今回、ただ単にこれだと
いうのではなくて、またCATVであったりとかを通じて、また広報をさせていただきたい
というふうに考えております。

また、今回の給付金については詐欺等もあるということで、市区町村とか総務省からまた
電話がかかってきてというようなことであります。できるだけそういった電話でのやり取り
等は避けたいということもありますし、またコロナの関係ということで、感染拡大防止とい
う観点からも郵送でのやり取りという形でさせていただいているということで御理解いただ
けたらと思います。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

繰り返しになりますけれども、これは、やはり給付を受けるというのは、もちろん権利で
すし、間違いがあってはならないというふうに思うわけですね。

何度も言いますけれども、例えば要らない方のお名前を書くとか、いろいろ工夫ができる
んじゃないかと言っているわけです。私は、ミスが起きることを懸念しているわけですよ、
非常に。私自身も今まで書類いろいろ書いてきた中で、単なるチェック欄間違えるというこ
とは、後で見たときには起こり得たことではあるわけですね、経験上は。絶対の見落とさな
いという自信というのは、もちろん、私も事務処理、ふだんからたくさんの文書を作り、い
ろんなことをやっていますから、注意はしていても、それでもミスというのは、人の手でや
ることですから起きるわけです。電話とか、丁寧な対応とかするわけではないと。この書類
が基本は意思の確認だということですからね。当然そこでできる限りの、別枠設けるぐら
いでも構わないのですが、せめてもう少し間違えにくい方法はないのかということで提案をし

ています。ぜひ検討いただきたいと思っています。

それから、繰り返しますけれども、本当に生活に困っている方に保障していく、それを助けていく、援助していくというのがこの話の趣旨ですから、実際にここも横並びでほとんど差がなくて、この笠置町が早いところとほとんど同じだというのであれば、そういう多少の一日、二日のずれは、いろんな手続や情報のいろんなやり取りの中でずれてきたということも分かるんですけども、やはり、そこそこの日数の差が出ていますから、そこは考慮すべき点だと思いますし、次の、先ほどから言いますが、対策についても同じように考えて、できる限り早い方法を考えてもらおうと。これは本当に住民が困っていると、そういう声がありますから、本当に真剣に受け止めていただきたいと思います。以上で質疑を終わります。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 向出議員の御要望と御質問にお答えいたします。

おっしゃっている趣旨はよく理解いたしました。現在も引き続いて3密を避けるという意味で、職員の勤務体制にかなりばらつきが出ております。そういうことも影響しておりますし、金融機関との調整もかなり時間取っています。そういう状況の中で、なるべく早く支給したいというふうに考えているのは事務局も同じように考えているわけでありまして。その点は御理解いただけたらなと思います。

不要やという欄についても若干の議論はいたしております。こればかりにくだいなという話もしました。基本的にチェックがないと申請したことになるよという読替えですということなんで、実際問題、不要ですという形でチェックが入ってきたときにどうするか。それは件数が多いときはどうするかという対応は、個別にまた考えたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

先ほどの僕の質問に対しての町長の答弁なんですが、ちょっと理解できないんで、もう一度お答えいただきたいんですが、僕は町として独自の支援がないですかとお聞きしたんですが、そのときに町長は、南山城村や和束町の動向を見ながらと答えられました。僕は町独自でお聞きしたと思うんですが、それと、その理由として茶農家のことを出されましたが、笠置には茶農家は多分ほぼほぼないと思います。茶農家を抱えている和束町と南山城村の動向を見ながら何をされるのかもちょっとイメージはできなかったのと、そもそも笠置というのは観光で、観光、観光とずっと言ってきた町なんで、今苦しんでいる大きなところといえば観光業、旅館なり河原のキャンプ場なりなんですが、そちらのほうも今のところ支援する

予定はないということでもいいですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 観光業についての御質問ということでよろしいですか。

（「先程の和束町と南山城村の動向を見ながら」と言う者あり）

町長（中 淳志君） 他町村、近隣町村の動向を見ながらというのは当然だと思います。バランスがありますからね。

笠置の観光行政について、これは国であるとか、府であるとかの支援策がございます。そこに上積みが必要かどうかというのは、今後の検討課題だとは思いますが、現在のところ具体的な検討には入っておりません。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） すみません。2番、西です。

僕の答弁のときだけなんですかね。どうも何かしゃべる前にため息をつかれるとか、資料を机の上に投げつけるみたいな感じに、ふうに聞こえるんですが、たまたまなんですか、たまたまですか。はあとか、ばさっとか、僕るとき、たまたまですか。

（「そうです」と言う者あり）

2番（西 昭夫君） なるほど、そうですか。

1つ、他町村とのバランスというのは何なんです。独自の支援とお聞きしているんですが、他町村とのバランスとは何なんです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 現在、京都府や国からの別途の支援策が出ております。そこに上積みして援助しなければいけない、対応しなければいけないという事例がもう少し具体的な数字で上がってきたときに、また改めて検討したいということです。

他市町村とのバランスというの、他町村がどういうふうになっているのを見ながらという意味です。よろしいですか。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） すみません。2番、西です。

別に和束町と南山城村の動向だけを見るんじゃなくて、独自に静岡市とか、湖南市も大阪府・市もいろんな独自の支援はされていますよね。

確かに財源が余裕ある、ないというのものもあるんか分かんないんですけども、観光業からそういう声は聞こえてこないんですか。町長は、たしか町長になるときに、町民の意見を

聞いてやっていくと思っていたんですが、そうではないですか。聞こえてくるまではしないということなんですかね。確かにこの案件は早く採決を取って、すぐに封筒にも……申請書は封筒に詰められて、もういつでも発送できるようにしているというんで、早くここはこの議案を通して実行に移してもらいたいんですが、どうも納得できないところがあるんで、どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 納得できないというのは。

（「言っていることがわからない」と言う者あり）

町長（中 淳志君） そういうことですか。いわゆる新型コロナの影響を受けたという事業者について国や府の支援制度が存在します。

おっしゃっていたのは、観光業からの要望はないのかということなんですが、直接話を聞く機会はありましたけれども、特にそのような要望が出ていない状況です。以上です。

（「町長、もうちょっと丁寧に説明してもらえますか」と言う者あり）

町長（中 淳志君） 同じことを聞かざるからね。今日中西さんにお会いします。ちょっとお話もしてみます。具体的に言えば、笠置ベースさん、畑、隣ですから、何回か顔合わせしています。休業されていることも知っています。打撃を受けておられることも分かっています。ほかに小売店、かなりの影響を受けてはることも分かっております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第27号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって議案第27号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第13、議案第28号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第28号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額1億9,984万9,000円に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億14万9,000円とするものです。

提案内容は、歳入歳出ともに、新型コロナウイルス感染症の感染等に係る傷病手当金の支給に関するものでございます。よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課担当課長。

税住民課担当課長（石原千明君） 議案第28号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件につきまして、御説明させていただきます。

歳入歳出ともに新型コロナウイルス感染症の感染等に係る傷病手当金の支給に関するものとなっております。

歳出から説明させていただきます。

7ページを御覧ください。

2款保険給付費の後に6項傷病手当金、1目傷病手当金を新設し、30万円を計上しております。1日当たりの支給額を試算するに当たり、被保険者全体のうち給与収入者のみを抽出し、月額平均を求めることにより積算しております。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

6ページを御覧ください。

4款府支出金、1項府補助金、1目府補助金、1節保険給付費等交付金、特別交付金で30万円の増額補正をさせていただいております。先ほど歳出で説明させていただきました財源充当分でございます。

以上、歳入歳出それぞれ30万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億14万9,000円としております。

これで笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第28号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、議案第28号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件は原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第14、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

議長(杉岡義信君) これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。令和2年第2回笠置町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後1時56分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 田 中 良 三

署名議員 松 本 俊 清